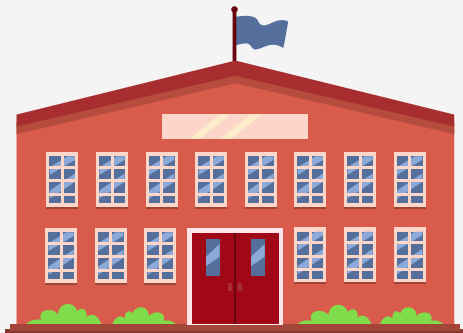


URBAN NEWS

FEATURE

7月1日から経審が変わります。今から確認したい評価項目の見直し



令和8年7月1日以降の申請から、経営事項審査の社会性等、いわゆるW点の評価項目が改正されます。国土交通省資料では、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の評価項目新設、建設機械の加点対象拡大、社会保険加入状況に関する評価項目の削除などが示されています。

WHY

改正の理由

今回の改正の理由は主に3つです。

①担い手の育成・確保。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」による、技能者を大切に、処遇改善に積極的に取組を行うことで加点されるようになりました。

https://jishusengen.mlit.go.jp/applyf_sd.html

②災害対応力の強化。

地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況が加点されるようになりました。

③4月の建設業許可要件の改正に伴う調整。

社会保険等、建設業許可における前提条件であったものが削除されました。

PROGRAM





ご相談お待ちしております

今回の変更は、建設業界の動向が反映されたものになります。年々減少する建設技能者の確保への取組として、社会保険加入が必須となり、賃金支払いのアップ、CCUSによる技能者の能力評価の透明化など、技能者の待遇改善がトレンドとなっています。

経営事項審査、建設業許可更新、決算変更届、入札参加資格申請についてご不明な点がございましたら、お早めにご相談ください。

INFO

今回の改正で、特に注意すべき点は次の4つです。

 <p>自主宣言制度の新設</p>	<p>『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無が、新たに5点の加点対象になる。</p>	<p>加点を受けるには、原則として審査基準日(決算日)までに宣言している必要がある。申請直前の対応では間に合わない可能性がある。</p>
 <p>CCUS等の配点見直し</p>	<p>就業履歴蓄積措置の配点が見直される。民間工事を含む全工事で実施は15点→10点、全ての公共工事で実施は10点→5点。</p>	<p>これまでの加点状況によってはW点の下がる可能性がある。自主宣言制度の5点を含め、改正後の点数を事前に確認したい。</p>
 <p>建設機械の加点対象拡大</p>	<p>加点対象となる建設機械に「不整地運搬車」「アスファルト・フィニッシャ」が追加される。</p>	<p>保有しているだけでなく、審査基準日時点での保有状況や、車検証・検査記録などの確認資料を整理しておく必要がある。</p>
 <p>社会保険加入状況の評価項目削除</p>	<p>雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況に関する経審上の評価項目が削除される。</p>	<p>社会保険加入が不要になるわけではない。建設業許可の要件としては引き続き重要なため、加入資料や適用除外の根拠資料は今後も整理しておく。</p>